



基監発第 0215001 号  
平成 15 年 2 月 15 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

### 就業規則の本社一括届出の取扱いについて

標記については、平成 15 年 2 月 15 日付け基発 0215001 号「就業規則の本社一括届出について」（以下「局長通達」という。）において、一定の要件の下に認めることとされたところであるが、当該就業規則の届出（以下「一括届出」という。）に係る具体的な取扱いは下記に定めるところによることとしたので、適正な処理を期されたい。

#### 記

#### 1 本社の所在地を管轄する労働基準監督署（以下「本社所轄署」という。）における一括届出に係る取扱いについて

本社所轄署における一括届出における取扱いについては以下のとおりとすること。

- (1) 局長通達記 1 から 3 までの要件を満たしていることを確認すること。
- (2) (1) の確認の結果、すべての要件を満たしていると認められる場合には、受付後速やかに就業規則の届出がなされた企業の各事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「事業場所轄署長」という。）あて、別添様式を活用して当該事業場の就業規則及び意見書等を送付すること。  
また、一括届出がなされた就業規則である旨を索引簿に記入する等により、各事業場所轄署から連絡等があった場合に、必要な対応ができるようにしておくこと。
- (3) (1) の確認の結果、要件を満たしていないことが認められた就業規則については、一括届出は認められないことを説明するとともに、当該就業規則を各事業場所轄署に対して届け出るよう指導すること。
- (4) 一括届出の受付に際し、届出の相手方に対して、法令、通達等に適合しない部分がある場合には、後日、事業場所轄署とも連携を図り当該就業規則に係る指導を一括して行う場合もあることから、就業規則の変更届出が必要となることがあり得ることを教示すること。
- (5) 本社所轄署においては、一括届出の受付後、本社の就業規則について、法令、通達等に適合するか否かの点検を行い、その結果、適合しないことが認められる場合には、本社所轄署の責任で本社に対して必要な指導を一括して行うこと。

なお、下記 2 (2) に掲げる事業場所轄署からの意見等があった場合には、当該意見等も踏まえた指導とするものとする。

## 2 事業場所轄署における一括届出に係る取扱いについて

- (1) 本社所轄署長から送付された一括届出による事業場の就業規則及び意見書が到着した場合は、一括届出がなされた就業規則である旨を索引簿に記入する等により、当該事業場からの問い合わせ等に適切に対応できるようにしておくこと。
- (2) 一括届出された就業規則については、本社所轄署から本社に対して指導を行うこととなるので、事業場所轄署においては、原則として、管下事業場に対して指導することは要しないこととなること。  
また、当該就業規則上、全社的な問題であって、速やかに改善を要するものが認められた場合には、本社所轄署から一括指導を行うために必要な意見等について、本社所轄署に対して連絡すること。

## 3 その他

- (1) 平成 7 年 12 月 26 日付け基発第 740 号「同一企業が複数の事業場を有する場合の労働基準法に基づく報告、届出方法について」、平成 3 年 3 月 15 日付け基監収第 20 号の 2「就業規則の届出に添付する労働組合の意見書の取扱いについて」等就業規則の作成・変更、届出に係る取扱いは、従前どおりであること。
- (2) 一括届出を行おうとする使用者から照会があった場合には、制度の概略を説明するとともに、事前に本社所轄署に対し一括届出の要件等について照会するよう教示すること。

(様式)

事 務 連 絡  
平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

各労働基準監督署長 殿

\_\_\_\_\_労働基準監督署長

本社一括届出に係る就業規則及び意見書等の送付について

当署管内にある本社から一括して就業規則及び意見書の届出がありましたので、貴署分につき別添のとおり送付いたします。

1 本社の事業場名 \_\_\_\_\_

2 貴署分 \_\_\_\_\_事業場分

(送付内訳)

就 業 規 則 \_\_\_\_\_部

意 見 書 \_\_\_\_\_部

届出事業場一覧表等 \_\_\_\_\_部

【連絡先】 担当者名 \_\_\_\_\_

T E L \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_